

総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年1月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第1号

総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（令和元年総社市条例第60号）附則に規定する施行期日は、令和2年2月3日とする。